

六甲アイランドトレーニングルーム使用方法に関する注意事項

(体育館施設使用方法に関する一般注意事項)

1. 建物その他の場所に貼り紙等をしてはならない。ただし、スポーツ・健康科学教育研究センター所長へ届け出た掲示物については、所定の場所に掲示することができる。
2. 建物、設備、備品などを滅失又は損傷した時は、遅滞なくスポーツ・健康科学教育研究センター又は守衛室に届け出て、その指示を受けなければならない。
3. 体育館施設内での喫煙は禁止する。
4. 体育館施設内での飲酒は禁止する。
5. 指定の場所以外での火気の使用を禁止する。
6. 特別警報又は暴風警報が発表された場合は、施設を使用して活動することはできない。施設使用中に発表された場合は、直ちに活動を中断すること。

(注) 本学の特別警報及び暴風警報の場合の授業の取扱いに準ずる。

(トレーニングルーム使用の手続きに関する注意事項)

1. 利用者は、トレーニングルーム利用者証を提示すること。
2. 一般の団体利用の場合は、原則として一週間前までにスポーツ・健康科学教育研究センターに所定の用紙で申請すること。
3. 体育会の時間外団体利用の場合は、原則として一週間前までにスポーツ・健康科学教育研究センターに所定の用紙で申請すること。
4. 申請後、使用内容の変更又は使用の取消しが生じた場合は、速やかに所定の変更届をスポーツ・健康科学教育研究センターに提出すること。

(トレーニングルーム使用方法に関する注意事項)

利用者は、安全確保及び施設保全のため、次の注意事項を守ること。

1. トレーナーの指示・指導に従うこと。
2. 秩序・風紀を乱したり他人に迷惑を掛ける行為をしないこと。
3. 設備、備品等を許可なく移動しないこと。
4. 健康管理上必要となる給水を除き、飲食厳禁とする。
5. 許可を受けた以外の目的に使用しないこと。
6. トレーニングルーム内は、土足厳禁とする。トレーニングの際は、必ず体育館シューズを着用すること。
7. 体育会の時間外団体利用使用後は、清掃のうえ、利用終了を守衛室に報告すること。
8. 玄関口の靴箱に靴を放置しないこと。また玄関の整理整頓につとめること。

9. 前各号に掲げるもののほか、管理上または運営上、不適な行為はしないこと。

以上の注意事項に違反した時は、以後使用を認めない場合がある。

(平成 27 年 2 月 23 日)